

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第4号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年射水市条例第45号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	研究手当	射水市民病院に勤務する医師	月額 150,000円以内	を
-----	------	---------------	---------------	---

」

「

研究手当	射水市民病院に勤務する医師	月額 200,000円以内	に改め、
------	---------------	---------------	------

」

同表に次のように加える。

手術手当	射水市民病院に勤務し、規則で定める手術業務に従事した医師	1回 当該手術料の100分の10以内
------	------------------------------	--------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。